YAMAUCHI Patent Attorney

YAMAUCHIパテントNEWS

VOL.12

ニュースの目次

１．権利の濫用にどう対応するか
２．お知らせ

>>>

普通なら、この審決が出された時点で、事案が終了するのだが、特許権者は、この無効審決の取消を求めて取消訴訟を提訴した。権利者が出訴したのは、多数の企業（生協も含まれているらしい）から契約金を取った以上、「特許が無効になりました」ではすまされないという面子があったから、らしい。

ともかく、舞台は裁判所に移り、争いが再度始まった。何度かの審理の後、無効理由の存在がより一層明らかになってきたので、とうとう特許権者は、訴えを取り下げた。

特許権者は無念だったと思うが、これにより、本件特許の無効が確定し、契約金を権利者に支払うことなく、自由に製造販売できることとなった。立ちあがったメーカーは面目を施したわけである。

３．教訓

上記本件は権利の濫用があった特異なケースだが、この事件では、権利者側にも、警告を受けた多くの企業にとっても大きな教訓があったと思う。

双方が知っておくべき点は以下の通りである。

（１）権利者にとって

特許は経営資産であるからその有効活用をはかることは企業にとって当然である。しかし、次の点を知っておかねばならない。

①無効原因があることを知っているのに、その特許を行使しようというのは余りにも行き過ぎである。どんな場合にもエゴを振り回してはいけない。エゴに信用は付かない。結局は損である。

②瑕疵ある特許の行使により相手方に損害が生じたときは、損害賠償する責任がある。このことを知らない経営者は無責任である。

（２）警告等を受けた企業にとって

多くの企業は、権利者の要求に応じたようだが、これは問題だ！

①簡単に金銭を支払って片づけるという態度があったとすれば、決してよい結果は得られない。その場の金銭勘定は合っても、将来に不当な権利行使を惹き起こしやすい、などの害がある。つまり、長期的に見れば決して得ではない。

②「争いは好まない」とか、「紛争に伴うイメージ低下」をおそれる、という

もの本当は理由がない。権利者に支払った金銭を製品に上乗せするとしたら一般消費者に対する裏切りであり、費用を代理人に払うのは惜しくて、不当行使の権利者に払うのは惜しくないというのは、つじつまが合わない。不当な圧力には毅然とした態度をとることが、これからの企業のイメージアップにつながるであろう。

③企業経営に種々の紛争は付きものであり、特許紛争もその一つだ。そして、紛争が起き危機が生じたときこそリーダーシップが試される。こうしたときのため、日頃から危機管理のセンスを養っておくことが大事であり、危機に臨んで、筋を通す毅然とした態度をとることが肝心だ。

>>>